

長岡市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年2月21日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山勝総

監査の結果に基づく措置

監査の種類	定期監査
監査の対象	土木部道路管理課
監査の期間	令和5年9月14日から9月15日まで
監査の結果	(指摘事項) ・領収書原符における消せるボールペンの使用について 収入の重要な証拠書類である領収書原符の金額欄などに消せるボールペンを使用して記入しているもの
措置状況	道路管理課においては、領収書と通常のボールペンを一組で箱に保管し、領収書発行の際には箱ごと持ち出して、そこに入っているボールペンを使用し、作成するよう徹底した。 領収書原符は金銭の出納に関する重要な証拠書類のため、消せるボールペンを使用することは長期的な保存に適さないうえに、改ざんが容易であることから不正につながる不適切な取り扱いであるという認識を職員に徹底した。 併せて、領収書に限らず、公文書の作成時に消せるボールペンを使用しないよう認識を職員に徹底した。 人為的ミスを排除するため、レジスターを導入する予定。 全庁においては、12月に「消せるボールペンの公費での購入禁止及び公文書への使用禁止について」の通知を发出了。今後も消せるボールペンの取扱いについて文書研修等で職員に徹底していく。